

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：岡山県
農業委員会名：岡山市第一・第二農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年4月1日現在)1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 10,753 |
| 自給的農家数 | 3,618 |
| 販売農家数 | 7,135 |
| 主業農家数 | 710 |
| 準主業農家数 | 989 |
| 副業的農家数 | 5,436 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 10,083 |
| 女性 | 4,905 |
| 40代以下 | 834 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 661 |
| 基本構想水準到達者 | |
| 認定新規就農者 | 30 |
| 農業参入法人 | 58 |
| 集落営農経営 | |
| 特定農業団体 | |
| 集落営農組織 | |

※ 農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畠 | | | | 計 |
|--------|--------|-------|-----|-----|-----|--------|
| | | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | |
| 耕地面積 | 12,000 | 1,540 | | | | 13,540 |
| 経営耕地面積 | 9,473 | 843 | 442 | 401 | | 10,316 |
| 遊休農地面積 | 111 | 12 | | | | 123 |
| 農地台帳面積 | 13,690 | 3,112 | | | | 16,802 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 29 年 7 月 19 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|----|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | 計 | |
| 農業委員数 | 53 | 53 | 3 | 2 | 2 | 6 | 13 | 66 |
| 認定農業者 | — | 17 | 1 | | 1 | | 2 | 19 |
| 女性 | — | 1 | 1 | | | 2 | 3 | 4 |
| 40代以下 | — | | | | | | | 0 |

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (平成29年4月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|---|-----------|---------|
| | 13, 540 ha | 4, 797 ha | 35. 4 % |
| 課 題 | 農地の利用集積を促進するため、農地の貸し手と借り手の情報を集めて、これを公開し、地域の内外から幅広く担い手を捜すことが課題である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 5, 052 ha (うち新規集積面積 255 ha) 目標設定の考え方: 都市ビジョン平成37年度までの目標値(7, 093ha)を案分 |
| 活動計画 | ・貸し手と借り手の意向を調整しながら、認定農業者などの担い手へ農地の利用集積を推していく。 ・農地中間管理機構等の関係団体と連携していく。 ・集落座談会等の開催。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 26年度新規参入者数 | 27年度新規参入者数 | 28年度新規参入者数 |
|---------|--|------------|------------|
| | 22 経営体 | 27 経営体 | 30 経営体 |
| 課 題 | 今後ますます農業からリタイアする農家が増えると考えられる中で、農地を守り、地域農業を維持していくためには、各地域で中心となる担い手を発掘・育成するだけではなく、新たな担い手を確保することが重要である。 | | |

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 平成29年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 40 経営体 |
| 活動計画 | 岡山市就農サポートセンターを窓口に、岡山県、普及指導センターなどとも連携し、就農トータルサポート事業の体験研修などを通じて新規就農者を確保していく。 |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (平成29年4月現在) | 管内の農地面積(A) <u>16,802 ha</u> | 遊休農地面積(B) <u>210 ha</u> | 割合 (B/A×100) <u>1.25 %</u> |
|--------------------|---|----------------------------|-------------------------------|
| 課 題 | 高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加に比べ、農地状況調査等に基づく解消面積が若干多く、耕作放棄地面積は減($\triangle 4 ha$)となっている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

| 目 標 | | 遊休農地の解消面積 <u>10 ha</u> | 目標設定の考え方：耕作放棄地対策協議会での計画数値 | |
|--------------|---------------|---|---------------------------|----------------|
| 活動 計 画 | 農地の利用状況 調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | <u>102 人</u> | <u>8月～11月</u> | <u>10月～12月</u> |
| | 調査方法 | 農地利用最適化推進委員、農業委員、農業委員会事務局職員による現地調査 | | |
| | 農地の利用意向 調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | <u>10月～12月</u> | <u>12月～1月</u> | |
| その他 | | ・農地パトロールを実施し、新たな耕作放棄地の発生の未然防止に努める。 ・耕作放棄地対策協議会が導入した草刈機(ハンマーナイフモア)を有効活用して、耕作放棄地の解消を進める。 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (平成29年4月現在) | 管内の農地面積(A) <u>16,802 ha</u> | 違反転用面積(B) <u>0.6 ha</u> |
|--------------------|----------------------------------|----------------------------|
| 課 題 | 違反転用を解消し、食糧の安定供給の基盤である優良農地を確保する。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 現地を再確認し、事情聴取を行った上で、是正計画書の提出を求める。 (是正されない場合は、文書により指導するとともに、農地法に基づく原状回復命令等を行い、是正を図る。) |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入